

## 書籍・雑誌への貸与権付与に反対します。

知的財産戦略本部 本部長 小泉純一郎殿  
文部科学省著作権課 吉川課長殿  
経済産業省メディアコンテンツ課 広実課長殿

平成15年9月22日

株式会社

代表取締役

住所

TEL

私は株式会社 を経営し、ビデオレンタルに併設してコミックレンタルを 店舗で営業しています。このたび知的財産戦略本部の知的財産推進計画において、書籍に貸与権を付与し、著作権強化を図る計画が進められていることを知りました。導入の理由は書籍販売の低迷を背景に、新品市場への影響を考慮し、他の著作物には貸与権があるのに書籍だけないのは不公平であり、附則4条の2「(貸与権は)書籍または雑誌の貸与による場合には、当分の間、適用しない」を廃して書籍雑誌にも貸与権を付与すべき、というもののようです。とりわけコミックレンタルを標的としているようですが、まったく書籍の流通実態と利用者の状況を考慮しない、大変乱暴な話であり、本意見書にて反対する旨の意思表示を行うものであります。その理由は次の点にあります。

### 1、レンタルは利用者の正当な利用形態です。

図書館は、著作物を公共の財産として、国家、自治体規模で購入して無料で共同の利用に供しています。貸し本屋も地域内の利用者の共同利用という点では同じであり、また中古売買は利用者間売買の仲介業です。効用に比べ価格が高いときは、消費者はレンタルという利用形態を選択します。コミックレンタルは、CD、ビデオレンタルと異なり、無断複製の問題は発生しておらず、レンタカー・貸衣装となんら変わるものではありません。

利用形態が多様化して、気分と用途、所得に応じて新品購入・レンタル・リサイクル・図書館と利用形態を使い分けることは著作物の利用拡大(文化の発展)にとってはとてもよいことです。またリサイクルやレンタルの活用は、狭い住宅事情や、所得減少傾向の中での生活の防衛の面もあり、資源有効利用の面からも肯定すべきことです。

## 2、 予防的な権利付与は市場の活性化に反する。

かつてどの町にもあった貸し本屋は、現在 300 店程度といわれています。一部にコミックレンタル店の増大を懸念して貸与権付与を求める声がありますが、レンタルは返しに行くのが面倒なものであり、購入との価格差が大きくなるとなかなか市場拡大いたしません。また販売に比べるとレンタル業務は返却処理が増えるため、低いレンタル価格で収益を上げることは困難です。コミックレンタルは図書館、中古書店、新品書店と競合するためレンタル価格は 40 円から 100 円程度で低く、それほど拡大するとは思えません。それでも拡大すると見なすならば、自由に市場参入すればよいことです。レンタルによる被害が果たしてどの程度あるのかの調査もなされていないようです。このような予防的な権利付与は新しい産業の芽をつぶし、規制緩和にも反し、市場の活性化を阻害するものです。

## 3、 新品販売も市場競争に参加すべきです。

書籍業界は 35% 程度の返品率という極めて非効率な流通構造を持ち、デフレ下でも平均価格は下がりず、利用者の本離れは進んでいます。この悪循環を断ち切るには、返品制を取りやめ、流通の各段階での自由な価格設定を認めることで価格を引き下げることが必要になります。著作権強化ではなく、価格の引き下げでレンタルコミックへの抑止とすることが市場経済のとるべき方策であります。作家及び出版業界は自由な競争による市場の活性化に努めるべきと考えます。

## 4、 貸与権は禁止権を伴う極めて強力な権利です。

一部の作家の声明は、コミックレンタルへの報酬請求権のみ求めているかのように伝えていますが、附則 4 条の 2 項の廃止で適用される貸与権は禁止権と報酬請求権で構成されています。テレビゲームソフトはジャケットに「貸与を許可していない」と記され、すべてレンタルが禁止されています。音楽 C D も邦盤 3 週間、洋盤 1 年間の禁止が行われ、ビデオはレンタル専用商品で供給され、レンタル開始時期はメーカーの任意に設定されています。貸与権はレンタルシステムにとっては禁止権を伴う実に強力な権利であります。貸与権を報酬請求権に限定するには附則 4 条の 2 項の廃止だけでは不十分であり、特別な規定が必要です。さもないと著者の気まぐれで禁止が行われる可能性があります。

## 5、 複製問題のない著作物は自由にレンタルされるべきであります。

W I P O 著作権条約における商業的貸与権は、コピー問題が発生しやすいプログラム、レコード、ビデオに限られています。コピー問題の少ない書籍にまで貸与権を付与することは国際標準と均衡を欠く可能性があります。コミックレンタルは複製問題の発生しない真正品の一時使用です。

本に貸与権がないことが不平等なのではなく、何でも見境なく貸与権があること自体が非常識なのです。むしろ推進計画とは逆に、コピープロテクトが施されたテ

レビゲームソフトやコピーコントロール CD は貸与権から除外し、レンタル利用の拡大をはかるべきと考えます。

## 6、レンタルの規制は、次世代の作家の育成にマイナスの作用をする。

現在の作家の保護を強化することが知的財産の創造および活用を推進することにつながるという前提に基づいて著作権強化の計画が策定されていますが、この前提は根拠に乏しいと言わざるを得ません。

レンタルコミックの主要客層は若い主婦・OLと、高校生・大学生であることに特徴があります。これらの層は可処分所得が少なく、レンタルを禁止したところで、他の娯楽や立ち読みに移行すると思います。今日の優れた作家の多くは、少年・少女時代から、多くの優れた作品に接し、過去の作品を下敷きに、そこに自己の創造性を加えて、優れた作品を作り上げていきます。したがって、少年・少女から多種多様な作品に触れる機会を奪えば、近い将来、優秀な作家が生まれなくなっていくと思います。少年・少女たちの可処分所得が飛躍的に増大するわけではありません。彼らに著作物に接する多様な形態を制限したとき、従来よりも遥かに少ない著作物に接するに止めることになってしまうでしょう（これを作家の側から見ると、著作権による保護の範囲・程度を拡張しても、売上の増大や待遇に改善には繋がらないということになります。）豊富な利用形態が用意されてこそ、次世代の作家が育てられます。

以上の理由で、私は附則 4 条 2 項の廃止による書籍雑誌への貸与権付与に反対します。

中古ゲームソフト裁判の最高裁判決では、自由な商品流通は著作者の利益にも合致し、文化の発展に必要であるとして、法解釈により、ファーストセールドクトリンによる中古売買合法の判決を出しています。

レンタルコミックもコピー問題の伴わない真正品の再流通であるという点ではまったく同じであり、著作物の公正な利用に当たり、是認すべきものです。公正な利用まで著作権で過大に規制した場合は、著作物の利用層を失い、流通市場は停滞し、ひいては文化の停滞につながり、知的財産の弱体化にもつながります。知的財産戦略本部は単純な著作権強化一辺倒に陥らず、著作物の公正な利用に配慮して、真に文化の発展につながる施策の検討を行うことを期待します。